

V 事業所税の税額計算例

資産割の免税点判定について

事例1 春日井市内にA社の甲事業所と乙工場があります。事業年度末日現在の事業所床面積の内訳は次のとおりです。課税の対象になりますか。

甲事業所総床面積 1,200㎡ (非課税床面積 300㎡)

乙工場総床面積 600㎡ (特例控除床面積 200㎡)

この場合のA社の免税点判定は、次のとおりです。

甲事業所 $1,200\text{㎡} - 300\text{㎡} = 900\text{㎡}$

乙工場 $600\text{㎡} - 0\text{㎡} = 600\text{㎡}$

合計 $1,800\text{㎡} - 300\text{㎡} = 1,500\text{㎡} > 1,000\text{㎡}$ (免税点)

以上のとおり、免税点 (1,000㎡) を超えますので、A社は事業所税の課税の対象となります。なお、この場合の課税標準は免税点を超えた部分だけでなく、非課税部分を除いた全ての事業所床面積が課税対象となります。特例控除部分の事業所床面積は免税点判定の際は事業所床面積に含めて計算します。

従業者割の免税点判定について

事例2 春日井市内にB社の甲事業所と乙事業所があります。事業年度末日現在の従業者の内訳は次のとおりです。課税の対象になりますか。

甲事業所従業者数 75人 (役員以外で6才以上の従業者5人を含む。)

乙事業所従業者数 35人 (役員以外の障がい者3人を含む。中途退職者2人は除く。)

この場合のB社の免税点判定は、次のとおりです。

甲事業所 $75\text{人} - 5\text{人} = 70\text{人}$

乙事業所 $35\text{人} - 3\text{人} = 32\text{人}$

合計 $102\text{人} > 100\text{人}$ (免税点)

以上のとおり、免税点 (100人以下) を超えますので、従業者給与総額が課税の対象となります。なお、この場合の課税標準は免税点を超えた部分だけでなく、非課税となる従業者の給与総額を除いた従業者、それ以外の従業者 (パートタイマーなどの非正規従業者)、及び当該事業期間内に退職した従業者等の全ての従業者の給与総額を申告します。

※この場合は、従業者102人と中途退職者2人に支払われた給与の合計額を申告します。

事例3 C株式会社（製造業） 事業所床面積 11,463.85㎡（内訳）事務所 375.85㎡、社員食堂（福利厚生施設）88.00㎡、工場 11,000.00㎡

従業員給与総額について 事業年度末日現在の従業員数112人、給与総額341,600,000円（うち役員以外の65歳以上の従業員2人分に支払われた給与総額 6,102,500円）

1 資産割

(1) 免税点の判定

免税点の判定においては、事業所床面積から非課税部分を除いた面積で判定します。

$$11,463.85\text{㎡} - 88.00\text{㎡} = 11,375.85\text{㎡}$$

（事業所床面積）－（非課税施設）＝（免税点判定の事業所床面積）

免税点（1,000㎡）を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準となる事業所床面積

$$\text{課税標準床面積} = 11,463.85\text{㎡} - 88.00\text{㎡} = 11,375.85\text{㎡}$$

(3) 資産割額（税額計算）

$$11,375.85\text{㎡} \times 600\text{円} = 6,825,510\text{円}$$

2 従業員割

(1) 免税点の判定

役員以外の65歳以上の従業員については、従業員人数から除きます。

$$112\text{人} - 2\text{人} = 110\text{人}$$

免税点（100人以下）を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準となる従業員給与総額（1,000円未満切り捨て）

従業員給与総額は、役員以外の65歳以上の従業員に支払った給与総額を除きます。

$$341,600,000\text{円} - 6,102,500\text{円} = 335,497,500\text{円} \rightarrow 335,497,000\text{円}$$

(3) 従業員割（税額計算）

$$335,497,000\text{円} \times 0.25/100 = 838,742\text{円}$$

3 申告すべき税額（確定金額で100円未満切り捨て）

$$6,825,510\text{円} + 838,742\text{円} = 7,664,252\text{円} \rightarrow 7,664,200\text{円}$$

申告納付額 7,664,200円

事例4 D株式会社（倉庫業）の事業所末面積 30,348.75m²（内訳）事務所 273.75m²、社員食堂（福利厚生施設）75m²、倉庫及び作業所 30,000m²（作業所 1,000m²、営業用倉庫許可面積 29,000m²）、
 従業者給与総額について 事業年度末日現在の従業者数 32人、給与総額 98,600,000円
 （うち役員以外の65歳以上の従業員2人に支払われた給与総額 6,102,500円）

1 資産割

(1) 免税点の判定

免税点の判定においては、事業所末面積から非課税部分を除いた面積で判定します。

$$30,348.75\text{m}^2 - 75\text{m}^2 (\text{非課税施設}) = 30,273.75\text{m}^2$$

免税点 (1,000m²) を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準（特例控除の計算）

$$29,000\text{m}^2 \times 3/4 = 21,750\text{m}^2$$

$$(\text{倉庫末面積}) \times (\text{特例控除割合}) = (\text{特例控除面積})$$

したがって、課税標準末面積は、

$$30,348.75\text{m}^2 - 75\text{m}^2 - 21,750\text{m}^2 = 8,523.75\text{m}^2$$

$$(\text{事業所末面積}) - (\text{非課税施設}) - (\text{特例控除面積}) = (\text{課税標準末面積})$$

(3) 資産割額（税額計算）

$$8,523.75\text{m}^2 \times 600\text{円} = 5,114,250\text{円}$$

2 従業者割額

(1) 免税点の判定

役員以外の65歳以上の従業者については、従業者人数から除きます。

$$32\text{人} - 2\text{人} = 30\text{人}$$

免税点 (100人以下) を超えていませので課税にはなりません。

(2) 従業者割額 0円

3 申告すべき税額（確定金額で100円未満切り捨て）

$$5,114,250\text{円} + 0\text{円} = 5,114,250\text{円} \rightarrow 5,114,200\text{円}$$

申告納付額 5,114,200円

事例5 F社が貸しビルEに入居して事業を行う場合

貸しビルEの登記床面積 6,511.50㎡

事業所床面積について (右図参照)

従業者給与総額について

事業年度末日現在の従業者数 25人

事業年度内に従業者に支払われた給与総額

90,320,000円

専用部分の床面積 (賃貸借契約面積)

F社 990.00㎡	G社 1,440.50㎡
H社 1,440.50㎡	空室 1,440.50㎡

専用部分の床面積合計 5,311.50㎡

共用部分の床面積合計 1,200.00㎡

貸しビルEの床面積合計 6,511.50㎡

1 資産割

(1) 免税点の判定

F社の専用部分の床面積は990.00㎡ですが、共用部分がある場合の事業所床面積の計算は、専用部分の床面積と共用部分の床面積との合計になります。共用部分の床面積の算出方法は次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{F社の共用部分の床面積} &= \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{F社の専用部分の床面積}}{\text{貸しビルEの専用部分の床面積の合計}} \\ &= 1,200.00\text{㎡} \times \frac{990.00\text{㎡}}{990.00\text{㎡} + 1,440.50\text{㎡} + 1,440.50\text{㎡} + 1,440.50\text{㎡}} \end{aligned}$$

※空き室であっても専用部分に含めて計算します。

$$= 1,200.00\text{㎡} \times 0.18638 = 223.66\text{㎡} \text{ (小数点第2位未満切り捨て)}$$

$$\text{F社の事業所床面積} = 990.00\text{㎡} + 223.66\text{㎡} = 1,213.66\text{㎡}$$

※免税点 (1,000㎡) を超えるので、課税の対象となります。

(2) 資産割額 (税額計算)

$$1,213.66\text{㎡} \times 600\text{円} = 728,196\text{円}$$

2 従業者割額

(1) 免税点の判定

従業者数 25人

※免税点 (100人以下) を超えていませんので課税にはなりません。

(2) 従業者割額 0円

3 申告すべき税額 (確定金額で100円未満切り捨て)

$$728,196\text{円} + 0\text{円} = 728,196\text{円} \rightarrow 728,100\text{円}$$

申告納付額 728,100円

事例6 ホテル（特定防火対象物）の資産割の計算例

事業所床面積 3,300㎡（内訳）①客室部分面積 2,000㎡、②事務所 24㎡、
③フロント・ロビー 60㎡、④食堂（宿泊者用）・厨房 130㎡、⑤リネン室 24㎡、
⑥食品庫・倉庫 21㎡、⑦中央管理室 25㎡、⑧（⑦のうち火災報知設備）5㎡、
⑨非常用エレベーター 94㎡、⑩避難階段 140㎡、⑪廊下 600㎡、⑫消防・防災設備（消火
栓等）160㎡、⑬休憩室 12㎡、⑭仮眠室 10㎡

ホテル・旅館等は、特定防火対象物（地方税法施行令第56条の4第1項）であり、消防用設備等、防災用設備等が設置された部分の面積に非課税が適用されます。また、課税標準の特例控除の適用もあります。

(1) 免税点の判定

免税点の判定は事業所床面積から非課税部分を除いた床面積で判定します。

ホテルの場合の非課税部分とは

- ・消防用設備等、防災施設等が床に設置された部分の床面積
- ・福利厚生施設（ホテル業の場合、仮眠室は業務上必要とされる施設であるため、事業用施設として課税となります。）

非課税施設

区 分	非 課 税 施 設	面 積	非課税割合	非課税面積
消防、防災	⑦中央管理室(⑧を除いた面積)	20㎡	1/2	10㎡
	⑧火災報知設備	5㎡	全部	5㎡
	⑨非常用エレベーター	94㎡	全部	94㎡
	⑩避難階段	140㎡	全部	140㎡
	⑪廊下	600㎡	1/2	300㎡
	⑫消防・防災設備(消火栓等)	160㎡	全部	160㎡
福 利 厚 生	⑬休憩室	12㎡	全部	12㎡

※ 非課税面積合計 721㎡

免税点判定 $3,300\text{㎡} - 721\text{㎡} = 2,579\text{㎡}$

免税点 (1,000㎡) を超えるため、課税の対象となります。

(2) 課税標準

課税標準となる面積は、事業所床面積から非課税部分の床面積と特例対象施設の特例割合による床面積を差し引いた面積です。ホテルの特例対象施設は、客室、食堂、広間、ロビー、機械室等で専ら宿泊客の利用に供する施設です。

特 例 対 象 施 設	面 積	特例割合	特例対象床面積
①客室部分	2,000m ²	1/2	1,000m ²
③フロント・ロビー	60m ²		30m ²
④食堂（宿泊者用）・厨房	130m ²		65m ²
⑤リネン室	24m ²		12m ²

特例対象床面積合計 1,107m²

課税標準となる床面積

$$3,300\text{m}^2 - 721\text{m}^2 - 1,107\text{m}^2 = 1,472\text{m}^2$$

$$(\text{総床面積}) - (\text{非課税床面積}) - (\text{控除対象床面積}) = (\text{課税標準床面積})$$

(3) 資産割額（税額計算）

$$1,472\text{m}^2 \times 600\text{円} = 883,200\text{円}$$

$$(\text{課税標準床面積}) \times (\text{税率}) = (\text{資産割額})$$

資産割額 883,200円

事例7

春日井総業㈱は、3月決算（事業期間1年）の法人で、令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までの事業年度において、使用している事業所用家屋の床面積及び事業年度中に支払われた給与総額等は、次のとおりとします。

○本社（春日井ビル（特定防火対象物）に入居）

(1) 春日井ビル全体の床面積	7,273.43㎡
(2) (1)のうち、入居事業所全体の専用床面積	4,464.04㎡
(3) (2)のうち、春日井総業㈱の専用床面積	1,217.56㎡
(4) (3)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積	122.68㎡
(5) (3)のうち、防災施設等に係る非課税床面積	38.45㎡
(6) 春日井総業㈱本社の専用床面積に係る共用床面積	2,809.39㎡
(7) (6)のうち、防災施設等に係る非課税床面積	1,742.18㎡
(8) 本社勤務従業員88人に支払われた給与総額	2億9,438万5,871円
(9) (8)のうち、福利厚生施設に勤務する従業員2人に支払われた給与等	439万7,889円
(10) (8)のうち、役員以外の年齢65歳以上の従業員15人に支払われた給与等	3,300万5,178円
(11) (8)のうち、年齢65歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者2人に支払われた給与等	438万8,798円
(12) 春日井ビル内に愛知総業株式会社（特殊関係者）が入居 専用床面積 304.39㎡、共用床面積 72.76㎡、従業員数 25人	

○高蔵寺営業所（勝川営業所へ移転するため、12月15日に廃止）

(13) 廃止の日現在の事業所床面積	849.41㎡
(14) 4月1日から12月15日までの間に高蔵寺営業所に勤務した従業員20人に支払われた給与総額	3,321万3,842円

○勝川営業所（高蔵寺営業所から移転し、12月16日に新設）

(15) 事業年度末日現在の事業所床面積	948.36㎡
(16) (15)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積	58.77㎡
(17) 12月16日から3月31日までの間に勝川営業所に勤務した従業員20人に支払われた給与総額	1,123万3,841円
(18) (17)のうち、役員以外の年齢65歳以上の従業員1人に支払われた給与等	279万8,735円

1 資産割

(1) 免税点判定

$$\begin{aligned}
 & \left[(3) \text{ 専用床面積} \right] \left[(6) \text{ 共用床面積} \right] \left[(7) \text{ 共用部分のうちの非課税床面積} \right] \left[(3) \text{ 春日井総業株の専用床面積} \right] \\
 \text{本 社} : & 1,217.56\text{m}^2 + (2,809.39\text{m}^2 - 1,742.18\text{m}^2) \times \frac{1,217.56\text{m}^2}{4,464.04\text{m}^2} \\
 & - (122.68\text{m}^2 + 38.45\text{m}^2) + (304.39\text{m}^2 + 72.76\text{m}^2) \left[(2) \text{ 専用床面積の合計} \right] \\
 & \left[(4)+(5) \text{ 非課税床面積} \right] \left[\text{※みなし共同事業による(12) 愛知総業株の事業所床面積} \right] \\
 = & 1,217.56\text{m}^2 + 291.07\text{m}^2 - 161.13\text{m}^2 + 377.15\text{m}^2 = \underline{1,724.65\text{m}^2} \quad \text{①}
 \end{aligned}$$

$$\text{勝川営業所} : 948.36\text{m}^2 - 58.77\text{m}^2 = \underline{889.59\text{m}^2} \quad \text{②}$$

$$\text{免税点判定 (①+②)} = 2,614.24\text{m}^2$$

免税点 (1,000m²) を超えるため、課税の対象となります。

※ 高蔵寺営業所は、課税標準の算定期間の末日現在に存在しないため、免税点判定の事業所床面積には含めません。

(2) 課税標準

$$\text{本 社} : 1,217.56\text{m}^2 + 291.07\text{m}^2 - 161.13\text{m}^2 = \underline{1,347.50\text{m}^2} \quad \text{③}$$

$$\text{高蔵寺営業所} : 849.41\text{m}^2 \times \frac{9}{12} = 637.0575\text{m}^2 \rightarrow \underline{637.05\text{m}^2} \quad \text{④}$$

※ 高蔵寺営業所は事業年度の途中で廃止されていますが、事業年度末日現在の免税点判定で1,000m²を越えているため、月割り課税となります。

$$\text{勝川営業所} : (948.36\text{m}^2 - 58.77\text{m}^2) \times \frac{3}{12} = 222.3975\text{m}^2 \rightarrow \underline{222.39\text{m}^2} \quad \text{⑤}$$

※ 勝川営業所は事業年度の途中に新設され、事業年度末日現在の免税点判定で1,000m²を越えているため、月割り課税となります。

$$\text{課税標準床面積 (③+④+⑤)} = 2,206.94\text{m}^2$$

(3) 資産割額 (税額計算)

$$2,206.94\text{m}^2 \times 600\text{円} = \underline{1,324,164\text{円}} \quad \text{⑥}$$

$$(\text{課税標準床面積}) \times (\text{税率}) = (\text{資産割額})$$

2 従業者割

(1) 免税点判定

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{c} \left[(9) \text{非課税} \right] \left[(10) \text{非課税} \right] \\ \swarrow \quad \searrow \\ \text{本 社} : 88 \text{人} - 2 \text{人} - 15 \text{人} + 25 \text{人} = \underline{96 \text{人}} \text{ ⑦} \end{array} \\
 \begin{array}{c} \left[(18) \text{非課税} \right] \\ \swarrow \\ \text{勝川営業所} : 20 \text{人} - 1 \text{人} = \underline{19 \text{人}} \text{ ⑧} \end{array} \quad \left(\begin{array}{l} \text{※みなし共同事業による} \\ (12) \text{愛知総業㈱の従業者数} \end{array} \right)
 \end{array}$$

$$⑦ + ⑧ = 115 \text{人}$$

※免税点（100人以下）を超えるため、課税の対象となります。

(2) 課税標準

$$\begin{array}{l}
 \begin{array}{c} \left[(9) \text{非課税} \right] \quad \left[(10) \text{非課税} \right] \\ \swarrow \quad \searrow \\ \text{本 社} : 294,385,871 \text{円} - 4,397,889 \text{円} - 33,005,178 \text{円} \\ \left[(11) \text{雇用改善助成対象者給与総額} \times \text{控除割合} \right] \\ \swarrow \\ - \left(4,388,798 \text{円} \times \frac{1}{2} \right) = \underline{254,788,405 \text{円}} \text{ ⑨} \end{array}
 \end{array}$$

$$\text{高蔵寺営業所} : \underline{33,213,842 \text{円}} \text{ ⑩}$$

$$\text{勝川営業所} : 11,233,841 \text{円} - 2,798,735 \text{円} = \underline{8,435,106 \text{円}} \text{ ⑪}$$

$$⑨ + ⑩ + ⑪ = 296,437,353 \text{円} \rightarrow 296,437,000 \text{円}$$

※課税標準となる従業者給与総額は、1,000円未満切り捨て

(3) 従業者割額（税額計算）

$$296,437,000 \text{円} \times \frac{0.25}{100} = 741,092.5 \text{円} \rightarrow \underline{741,092 \text{円}} \text{ ⑫}$$

$$\left[\text{課税標準となる従業者給与総額} \times \text{税率} \right]$$

3 申告すべき税額（確定金額で100円未満切り捨て）

$$⑥ \ 1,324,164 \text{円} + ⑫ \ 741,092 \text{円} = 2,065,256 \text{円} \rightarrow 2,065,200 \text{円}$$

申告納付額 2,065,200円